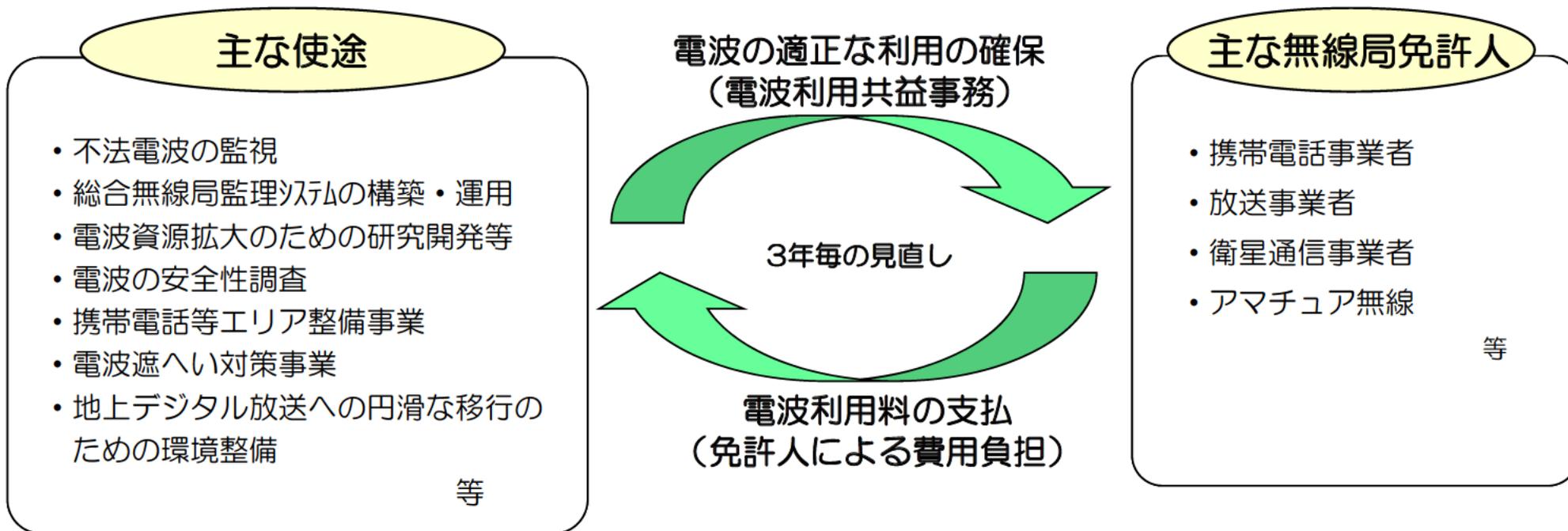


電波利用料制度の概要

電波利用料制度の概要

- ✦ 電波利用料は、不法電波の監視等の電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務（電波利用共益事務）の処理に要する費用を、その受益者である無線局の免許人に公平に分担していただく、いわゆる電波利用の共益費用として負担を求めるもの
- ✦ 電波利用料制度は少なくとも3年ごとに見直しており、その期間に必要な電波利用共益事務にかかる費用を同期間中に見込まれる無線局で負担するものとして、見直しごとに電波利用共益事務の内容及び料額を検討し決定
- ✦ 電波利用共益事務の内容（電波利用料の使途）は電波法第103条の2第4項に具体的に限定列挙



電波利用料の使途は、「電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用」の財源に充てるものとして使途の明確化を担保するため、電波法第103条の2第4項において限定列挙されている。

＜電波法第百三条の二第四項＞

この条及び次条において「電波利用料」とは、次に掲げる電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用（同条において「電波利用共益費用」という。）の財源に充てるために免許人等、第十項の特定免許等不要局を開設した者又は第十一項の表示者が納付すべき金銭をいう。

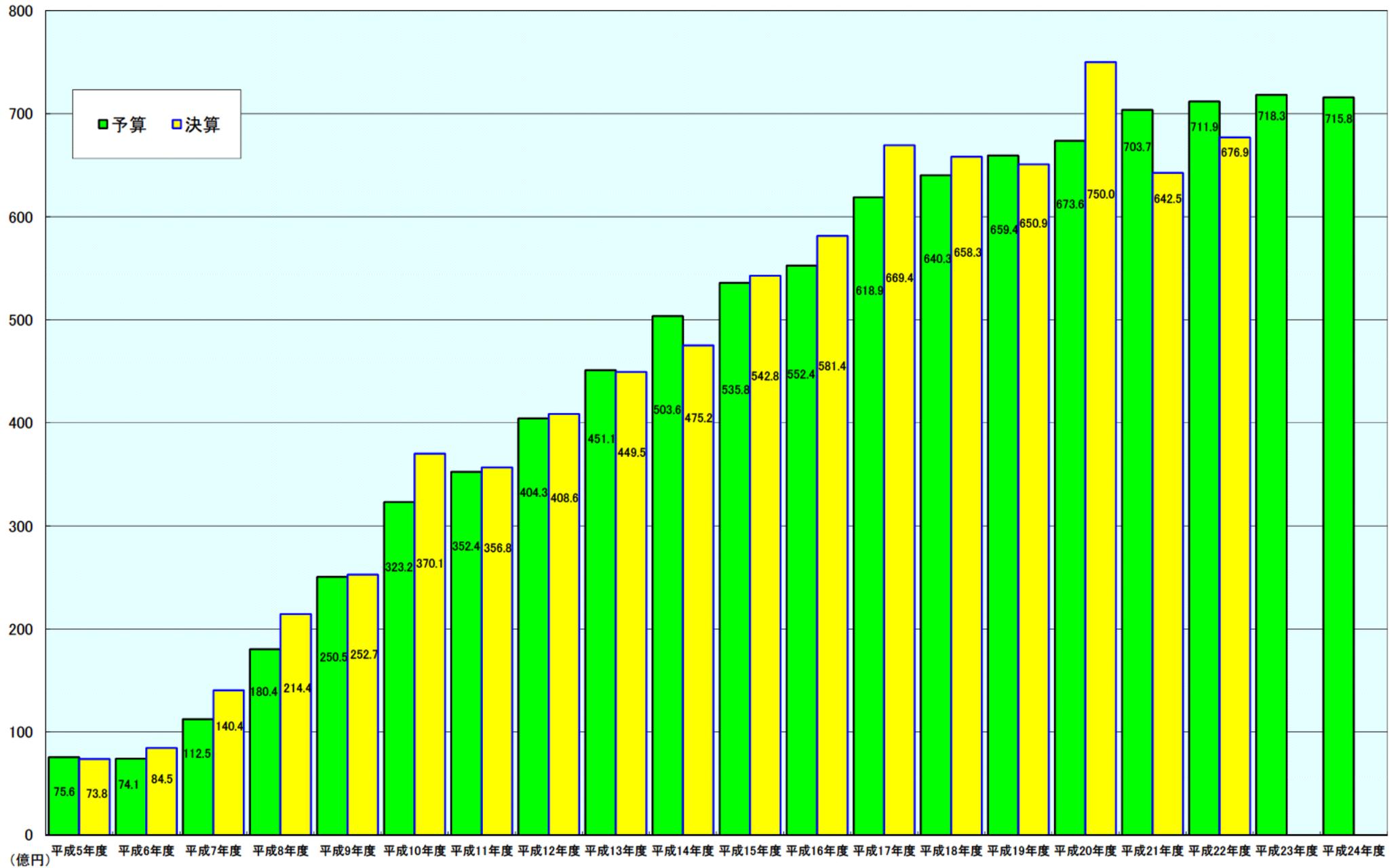
- 一 電波の監視及び規正並びに不法に開設された無線局の探査
- 二 総合無線局管理ファイル（全無線局について第六条第一項及び第二項、第二十七条の三、第二十七条の十八第二項及び第三項並びに第二十七条の二十九第二項及び第三項の書類及び申請書並びに免許状等に記載しなければならない事項その他の無線局の免許等に関する事項を電子情報処理組織によつて記録するファイルをいう。）の作成及び管理
- 三 周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね五年以内に開発すべき技術に関する無線設備の技術基準の策定に向けた研究開発並びに既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を用いた無線設備について無線設備の技術基準を策定するために行う国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係機関との連絡調整並びに試験及びその結果の分析
- 四 電波の人体等への影響に関する調査
- 五 標準電波の発射
- 六 特定周波数変更対策業務（第七十一条の三第九項の規定による指定周波数変更対策機関に対する交付金の交付を含む。）
- 七 特定周波数終了対策業務（第七十一条の三の二第十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。第十項及び第十一項において同じ。）
- 八 電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域において必要最小の空中線電力による当該無線通信の利用を可能とするために行われる次に掲げる設備（当該設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付その他の必要な援助
 - イ 当該無線通信の業務の用に供する無線局の無線設備及び当該無線局の開設に必要な伝送路設備
 - ロ 当該無線通信の受信を可能とする伝送路設備
- 九 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付
- 十 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助
 - 十の二※ テレビジョン放送（人工衛星局により行われるものを除く。以下この号において同じ。）を受信することのできる受信設備を設置している者（デジタル信号によるテレビジョン放送のうち、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送（以下この号において「地上デジタル放送」という。）を受信することのできる受信設備を設置している者を除く。）のうち、経済的困難その他の事由により地上デジタル放送の受信が困難な者に対して地上デジタル放送の受信に必要な設備の整備のために行う補助金の交付その他の援助
 - 十の三 東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律（平成二十三年法律第六十八号）第二条第二項の規定により第七十一条の二第一項第一号に規定する免許の有効期間を延長された無線局の当該延長された期間の運用に要する費用の助成
- 十一 電波利用料に係る制度の企画又は立案その他前各号に掲げる事務に附帯する事務

※ 附則第15項により「当分の間」有効とされている規定。

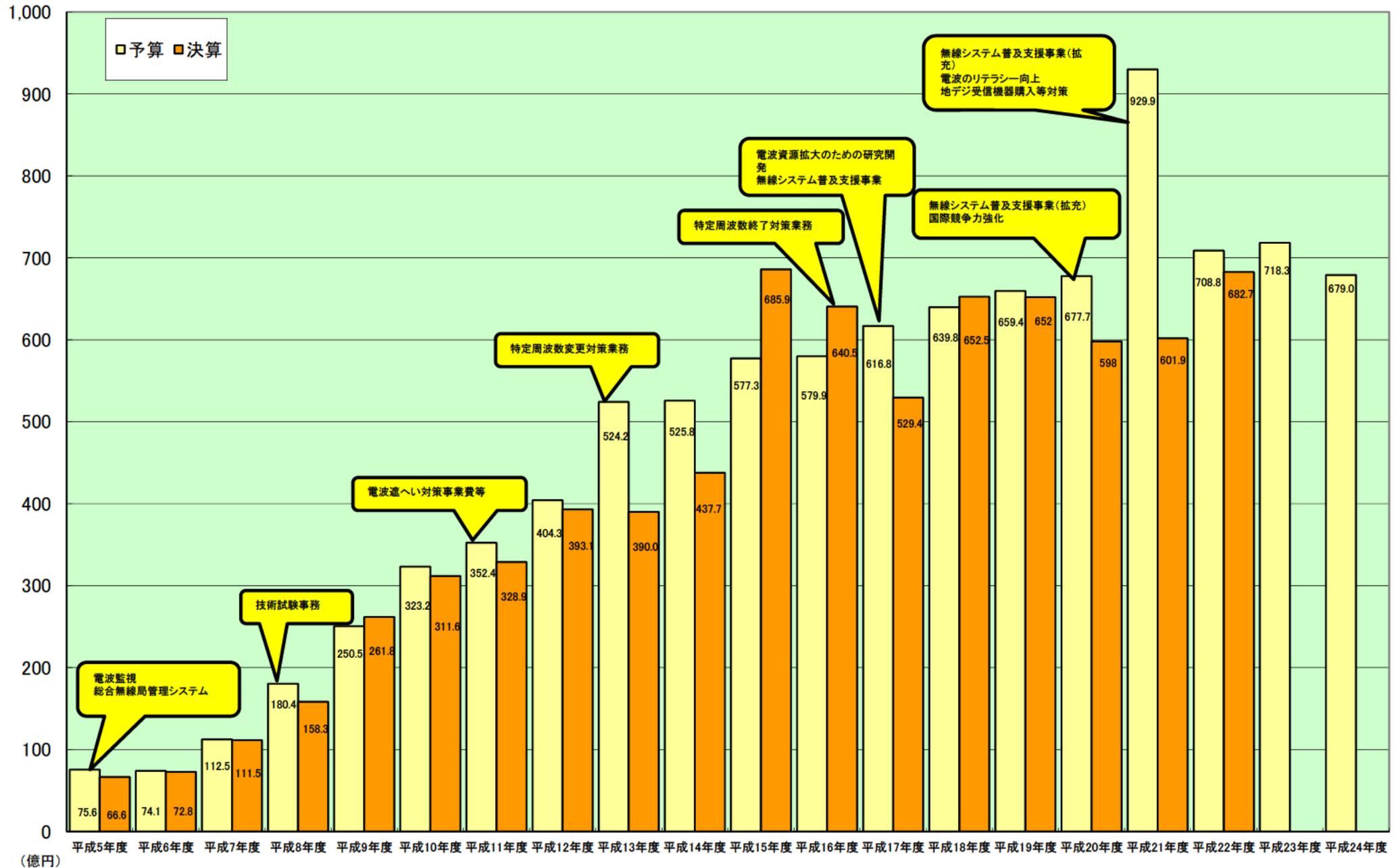
電波利用料制度の主な改正経緯

施行年	改正の概要
平成5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・電波利用料制度の導入 <ul style="list-style-type: none"> - 使途は「電波監視」、「総合無線局監理ファイルの作成・管理」、「その他(無線局全体の受益を直接の目的として行う事務)」 - 料額は電波監視に係る費用は均等に、総合無線局管理ファイルに係る費用は使用する情報量に応じて按分することで設定
平成8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・料額改定 ・使途に「技術試験事務」を追加
平成13年度	<ul style="list-style-type: none"> ・使途に「特定周波数変更対策業務」を追加 (平成15年度から平成22年までの間、経費の一部(約30億円/年)をテレビ放送局が負担)
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> ・使途に「特定周波数終了対策業務」を追加
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> ・料額改定 <ul style="list-style-type: none"> - 電波の経済的価値(使用する周波数幅等)に応じて負担する考え方を導入(広域専用電波の制度の導入) - 国民の生命財産、身体の安全及び財産の保護に寄与する無線局等の電波利用料を軽減する措置(特性係数)を導入(テレビ放送には特性係数とは別の負担軽減措置を適用) ・使途に「電波資源拡大のための研究開発」、「携帯電話等エリア整備事業」を追加
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> ・料額改定 <ul style="list-style-type: none"> - 電波の経済的価値に応じて負担する部分を拡大 - テレビ放送の負担額を増やすこととし、他の無線局と同様に電波の経済的価値に応じて料額を設定(ただし、特性係数を適用し、1/4に軽減) ・使途に「国際標準化に関する連絡調整事務」、「地上デジタル放送移行対策関連業務(中継局、共聴設備のデジタル化、デジタル混信への対応、視聴者相談体制の整備)」、「電波に関するリテラシーの向上のために行う事務」を追加 ・使途のうち「その他(無線局全体の受益を直接の目的として行う事務)」を改め、使途を全て限定列挙
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> ・電波利用料のコンビニエンスストア等での支払いを可能とする制度の導入 ・使途に「低所得世帯への地デジチューナー等の支援」を追加
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・料額改定 <ul style="list-style-type: none"> - 電波の経済的価値に応じて負担する部分を拡大(「特性係数」は維持)
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・使途に時限措置として「東北3県におけるアナログ放送の延長期間の運用経費助成業務」を追加

電波利用料財源の歳入予算・決算の推移

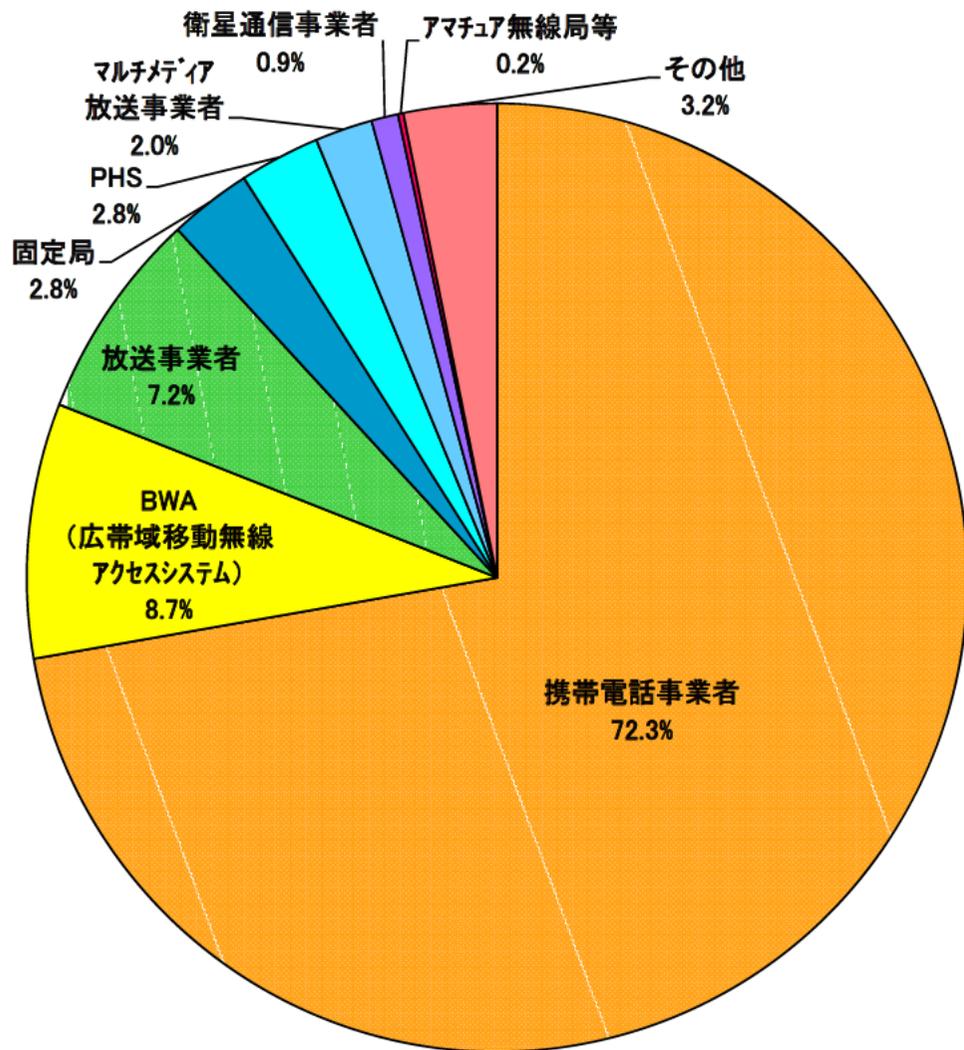


電波利用料財源の歳出予算・決算の推移

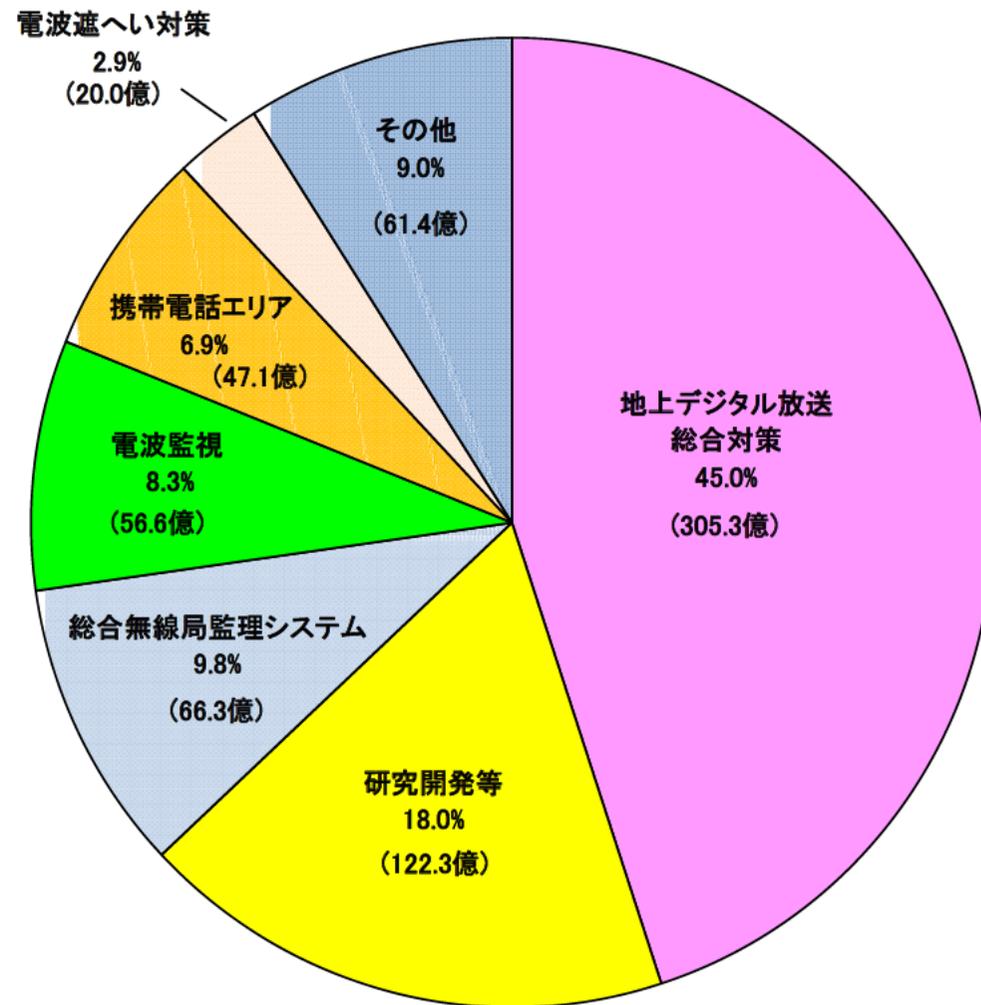


(億円) 平成5年度 平成6年度 平成7年度 平成8年度 平成9年度 平成10年度 平成11年度 平成12年度 平成13年度 平成14年度 平成15年度 平成16年度 平成17年度 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度

電波利用料予算歳入及び歳出の内訳（平成24年度）



歳入 715.8億円

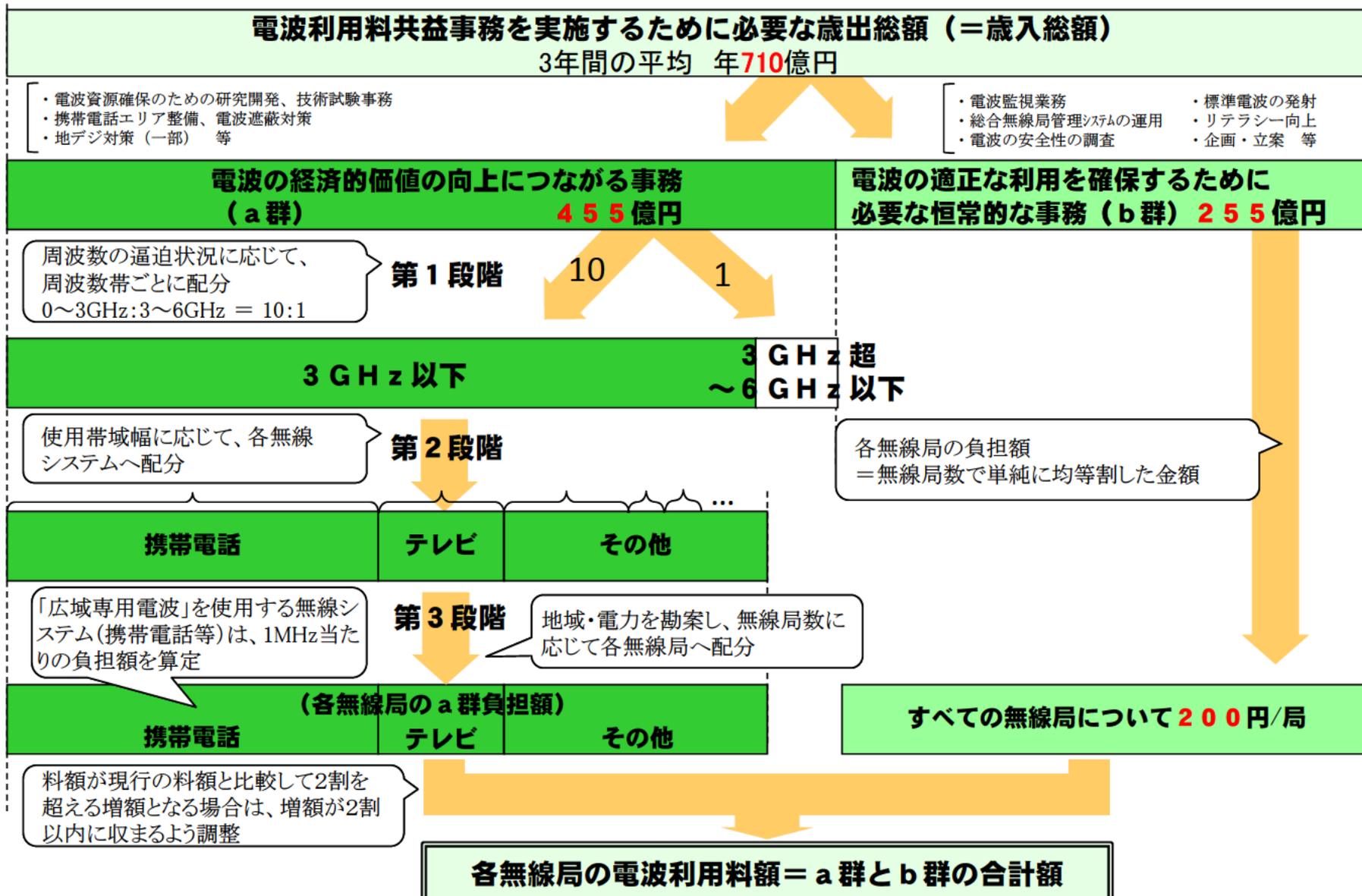


歳出 679.0億円

電波利用料の料額（H23-H25）の算定方法

前回(平成20年)からの算定方法の主な変更点は以下の通り

1. 電波利用料に電波の経済的価値を一層反映させるために、使用帯域幅に応じた負担部分(a群)を拡大(380億円から455億円へ)
2. 無線局毎にかかる電波利用料(b群)を低廉化(一律200円/局)
3. 料額が大幅に増加する無線局については、増加幅を一定に抑えるよう調整(増額を2割以内に抑制)



電波利用料額 (H23-H25)

平成23年10月1日施行

免許区分	電波利用料額(年額：円)		
	広域専用電波を使用しないもの		広域専用電波を使用するもの
	無線局単位	無線局単位	広域専用電波に係る料額(※1)
1の項 移動局(パーソナル無線局、船舶局等)	500~3,729,100	200	95,148,900
包括免許局	430		
2の項 基地局(PHS等、海岸局等)(8の項に掲げる無線局を除く。)	3,500~37,800		
3の項 人工衛星局(8の項に掲げる無線局を除く。)	132,200~218,839,800		
4の項 地球局(5の項及び8の項に掲げる無線局を除く。)等	61,800~335,744,600		
5の項 船舶地球局等(8の項に掲げる無線局を除く。)	1,500	200	1,774,900
包括免許局	430		
6の項 基幹放送局(テレビ、ラジオ、マルチメディア放送) (3の項、7の項及び8の項に掲げる無線局を除く。)		200	95,148,900
テレビジョン放送をするもの(0.02W未満~10kW以上)	900~349,680,800		
その他のもの	49,200~2,963,500		
中波・短波ラジオ局(200kW以下~50kW超)			
FMラジオ局(20W以下~5kW超)			
7の項 受信障害対策中継放送局及び多重放送局 (3の項及び8の項に掲げる無線局を除く。)	200		
8の項 実験無線局及びアマチュア無線局	300		
9の項 その他の無線局(固定局等)	17,500~209,560,900		
包括登録局			
移動する無線局	450	20(※2)	
移動しない無線局	260~2,320	570(※2)	

※1 広域専用電波を使用する免許人に加算(全国1MHz当たりの料額)

※2 5GHz帯無線アクセスシステムの無線局に限り平成17~27年度に追加徴収するもの(平成17年5月16日施行)

① 電波監視施設の整備・運用及び電波監視業務等の実施

施策の目的

電波の発射源を探査するための電波監視施設を整備し、航空・海上、防衛・消防・警察、鉄道、電気、放送など重要無線通信への妨害対策をはじめとする不法無線局の取締りを実施。

また、重要無線通信妨害等を未然に防止するための電波利用環境保護のための周知啓発活動を行う。



施策の成果

重要無線通信妨害対策及び不法無線局の取締り等の実施により、電波利用環境が良好に維持されている。

なお、重要無線通信妨害に係る申告受付は24時間対応体制を整備し、その迅速な排除に取り組んでいる。

所要予算額
(億円)

	H22年度	H23年度	H24年度
	55.4	55.3	56.6

遠隔方位測定設備

- センタ局
- センサ局 345局

短波監視施設

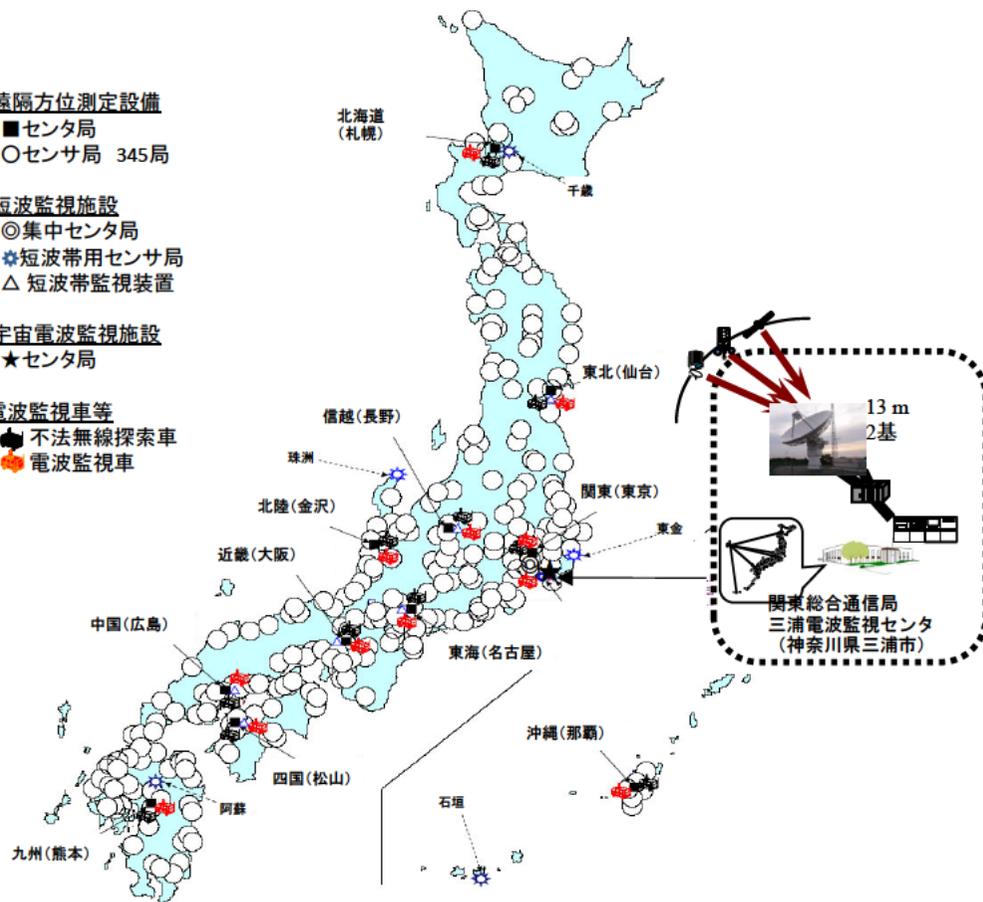
- ◎ 集中センタ局
- ☆ 短波帯用センサ局
- △ 短波帯監視装置

宇宙電波監視施設

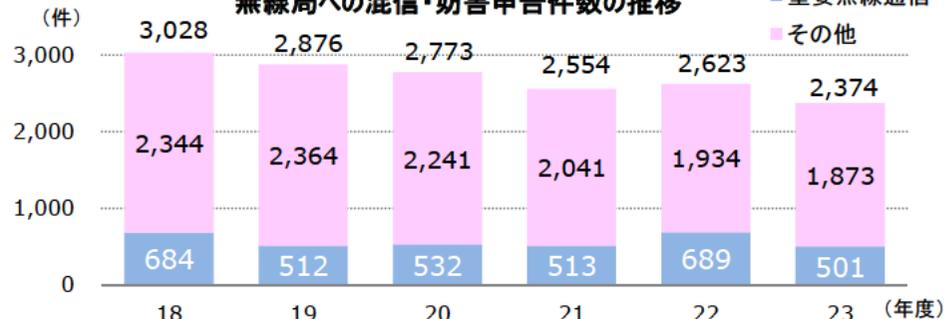
- ★ センタ局

電波監視車等

- 不法無線線探索車
- 電波監視車



無線局への混信・妨害申告件数の推移



※重要無線通信：人命又は財産の保護、治安の維持、電気通信、放送、気象、電気鉄道のための無線通信

② 総合無線局監理システムの整備・運用

施策の目的

総合無線局監理システム(PARTNER)は、無線局に関する各種のデータベースを構築し、無線局申請処理、周波数管理等の電波監理事務の迅速かつ効率的な実施を支援する全国規模の総合的な業務処理システム。(電波法第103条の2第4項2号に規定する事務)

【PARTNER構築の主要目的】

- ・無線局監理事務の効率化
- ・電波の利用者への行政サービスの向上
- ・電波行政施策の企画立案等の支援

平成24年度における実施内容

- ・ハードウェアのリース満了に伴う基盤更改(~25年度まで)
- ・法制度改正への対応に必要なシステム整備等
- ・ユーザビリティの向上と機能の強化等
- ・次期システム構築準備

施策の効果

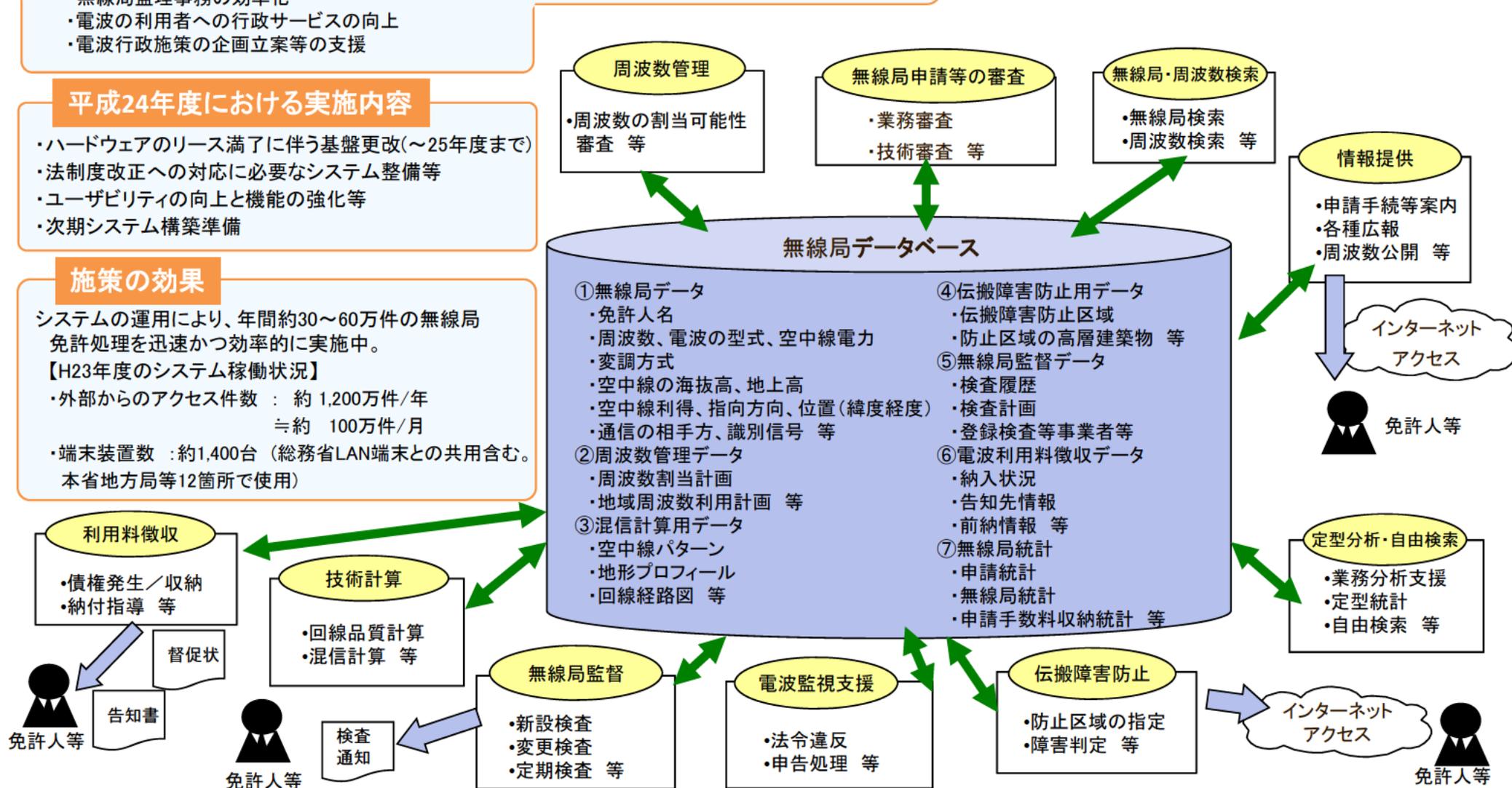
システムの運用により、年間約30~60万件の無線局免許処理を迅速かつ効率的に実施中。

【H23年度のシステム稼働状況】

- ・外部からのアクセス件数 : 約 1,200万件/年
≒ 約 100万件/月
- ・端末装置数 : 約1,400台 (総務省LAN端末との共用含む。本省地方局等12箇所で使用)

所要予算額 (億円)

H22年度	H23年度	H24年度
59.6	57.9	66.3



周波数管理

- ・周波数の割当可能性審査 等

無線局申請等の審査

- ・業務審査
- ・技術審査 等

無線局・周波数検索

- ・無線局検索
- ・周波数検索 等

情報提供

- ・申請手続等案内
- ・各種広報
- ・周波数公開 等

無線局データベース

- 無線局データ
 - ・免許人名
 - ・周波数、電波の型式、空中線電力
 - ・変調方式
 - ・空中線の海拔高、地上高
 - ・空中線利得、指向方向、位置(緯度経度)
 - ・通信の相手方、識別信号 等
- 周波数管理データ
 - ・周波数割当計画
 - ・地域周波数利用計画 等
- 混信計算用データ
 - ・空中線パターン
 - ・地形プロフィール
 - ・回線経路図 等
- 伝搬障害防止用データ
 - ・伝搬障害防止区域
 - ・防止区域の高層建築物 等
- 無線局監督データ
 - ・検査履歴
 - ・検査計画
 - ・登録検査等事業者等
- 電波利用料徴収データ
 - ・納入状況
 - ・告知先情報
 - ・前納情報 等
- 無線局統計
 - ・申請統計
 - ・無線局統計
 - ・申請手数料収納統計 等

インターネットアクセス

免許人等

定型分析・自由検索

- ・業務分析支援
- ・定型統計
- ・自由検索 等

インターネットアクセス

免許人等

利用料徴収

- ・債権発生/収納
- ・納付指導 等

督促状

告知書

免許人等

技術計算

- ・回線品質計算
- ・混信計算 等

無線局監督

- ・新設検査
- ・変更検査
- ・定期検査 等

検査通知

免許人等

電波監視支援

- ・法令違反
- ・申告処理 等

伝搬障害防止

- ・防止区域の指定
- ・障害判定 等

背景



モバイル分野のトラフィックの推計結果(2007年100とした場合)
情報通信審議会 情報通信技術分科会(2008年12月)より

- 携帯電話や無線LANを利用したリッチコンテンツの流通や利用が増大
- 新たな電波利用システムの登場や電波利用分野の拡大
- 2020年までに電波利用の質・量が爆発的に拡大し、トラフィックは200倍以上に増大

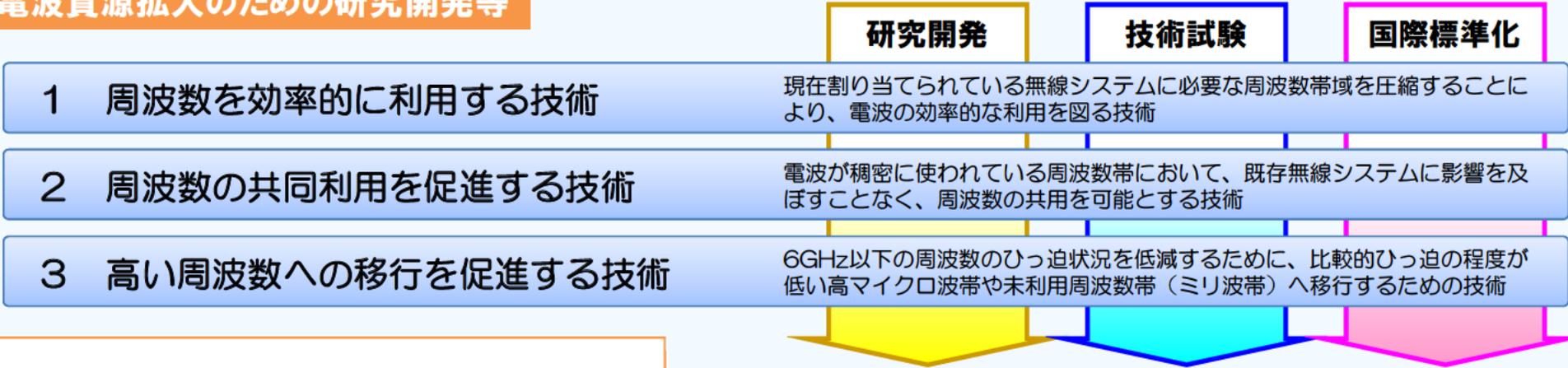
急激なトラフィックの増大に対応し、新たな周波数確保が必要

○2020年に向けた周波数確保の目標

2015年	2020年
300MHz幅以上	1500MHz幅以上

(『「ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループ」とりまとめ』(2010年11月)より)

電波資源拡大のための研究開発等



**電波の有効利用技術の開発・導入による
周波数のひっ迫状況の解消・軽減**

所要予算額<電波資源拡大のための研究開発>(億円)

H22年度	H23年度	H24年度
72.4	73.6	78.8



電波資源拡大
のための研究開発
成果

民間等で開発された電波
を有効利用する技術・無線システム



技術導入に向けた技術的条件(技術基準)の検討

- 【調査検討】
- ◆既存システムに混信を与えないための共用条件
- ◆周波数配置や電波の質等の条件
- ◆技術基準評価方法
- 【試験・分析】
- ◆技術的条件の試験、分析
- ◆シミュレーション
- ◆実証試験

情報通信審議会
電波監理審議会
への諮問

省令・告示・
審査基準等
への反映

所要予算額 <技術試験事務> (億円)

H22年度	H23年度	H24年度
32.9	38.2	40.3

③-3 国際機関等との連絡調整に必要な経費

施策の目的

我が国の周波数逼迫事情に見合う周波数利用効率の高い無線技術が国際標準として採用されるよう、当該技術の国際動向を踏まえた国際機関等との連絡調整や当該技術の国際標準化を、本施策により積極的・戦略的に進め、ワイヤレス分野における国際標準化活動のより一層の強化を図る。

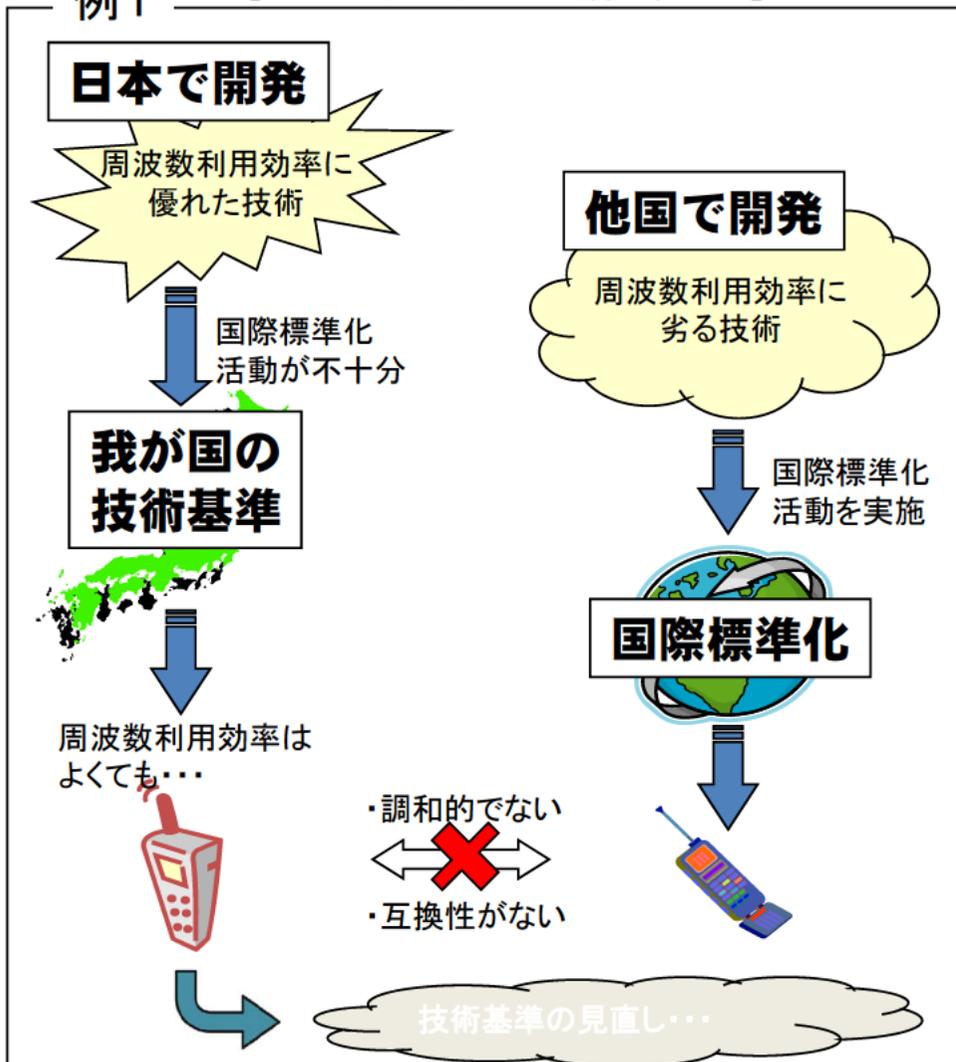
所要予算額

<国際機関との連絡調整事務>

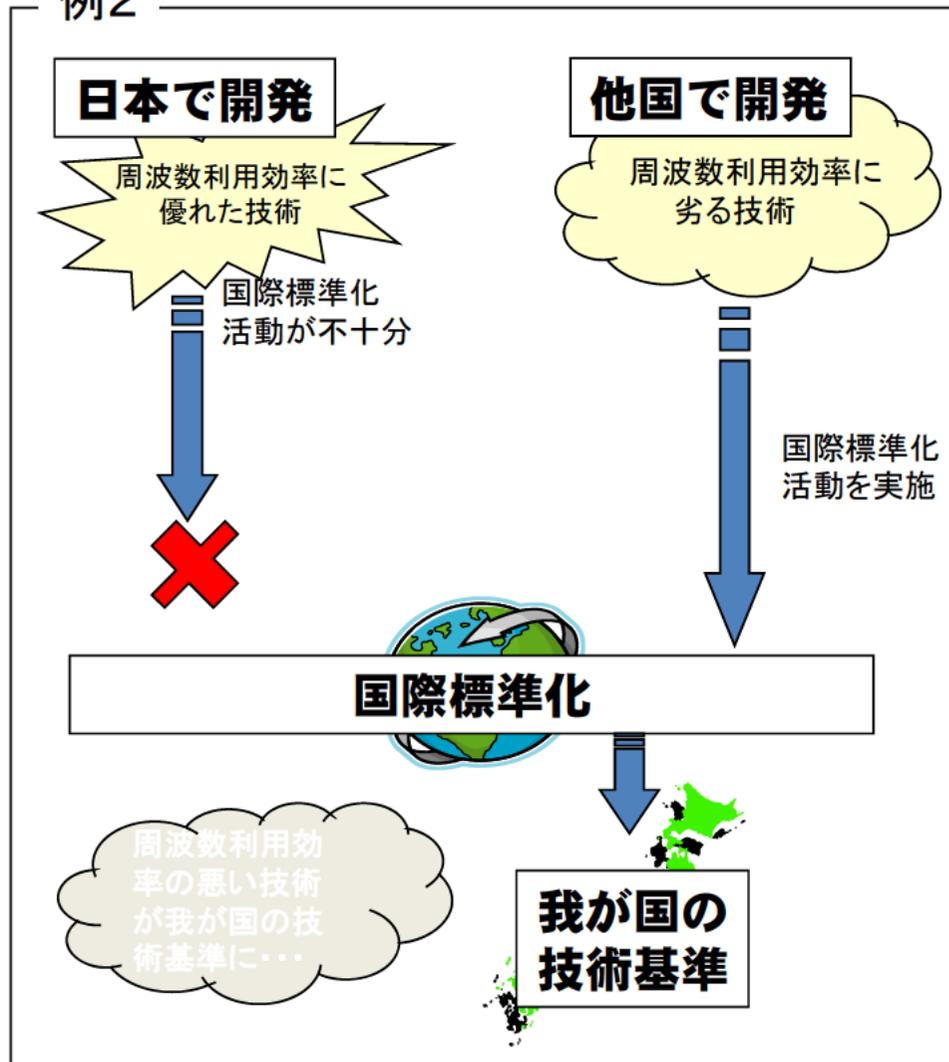
(億円)

H22年度	H23年度	H24年度
3.0	3.3	3.3

例1 【本施策を実施しなかった際の問題点】



例2



施策の目的

国民が安心して安全に電波を利用できる環境を構築するため、電波の人体等への安全性に関する調査研究を実施することにより、電波の人体等への安全性を科学的に解明することを目的としたもの。

(1) 電波の人体への影響に関する調査

□疫学調査



疾病者と健康な人との携帯電話の累積使用時間等を調査し、疾病の発症リスクを調査

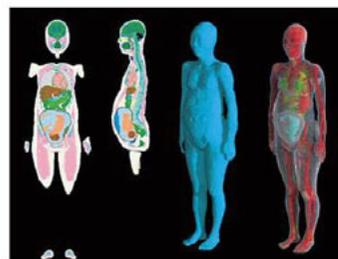
□細胞・動物実験



多世代ラットへの電波ばく露

(2) 電波の安全性に関する評価技術の研究

□ばく露評価技術の開発



人体の解析モデルの開発
(妊婦女性モデル)



電波吸収率測定システムの開発

(3) 諸外国との調整・情報交換

□植込み型医療機器への影響の調査



□外国政府・研究機関、国際機関との調整・情報交換

□最新の調査報告等の収集及び評価

施策の成果

我が国では、より安全により安心して電波を利用するために、電波防護のための規制を導入。その妥当性の確認に反映。

所要予算額		(億円)
H22年度	H23年度	H24年度
11.9	8.4	8.4

⑤ 標準電波による無線局への高精度周波数の提供

施策の目的

無線局が正確な周波数の電波を発射するために、その基準となる電波(標準電波)を発射する。

**はがね山
標準電波送信所**



高さ 200 m の
大型送信アンテナ

所要予算額 (億円)

H22年度	H23年度	H24年度
5.1	5.0	5.0

**おおたかどや山
標準電波送信所**



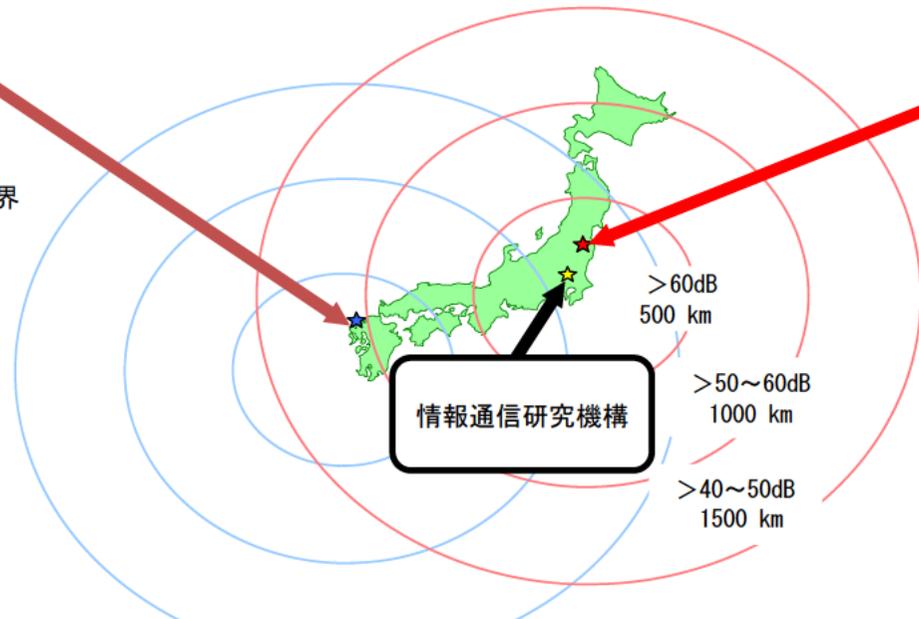
高さ 250 m の
大型送信アンテナ

はがね山標準電波送信所

- ・所在地 : 福岡県前原市・佐賀県佐賀市境界
標高 900m 羽金山 山頂
- ・敷地面積 : 約 116,000 m²
- ・送信周波数: 60 kHz
- ・空中線電力: 50 kW
- ・周波数精度: 国家標準に対し 1×10^{-12} 以内
- ・運用 : 連続(落雷対策/施設機器類
点検保守時等除く)

おおたかどや山標準電波送信所

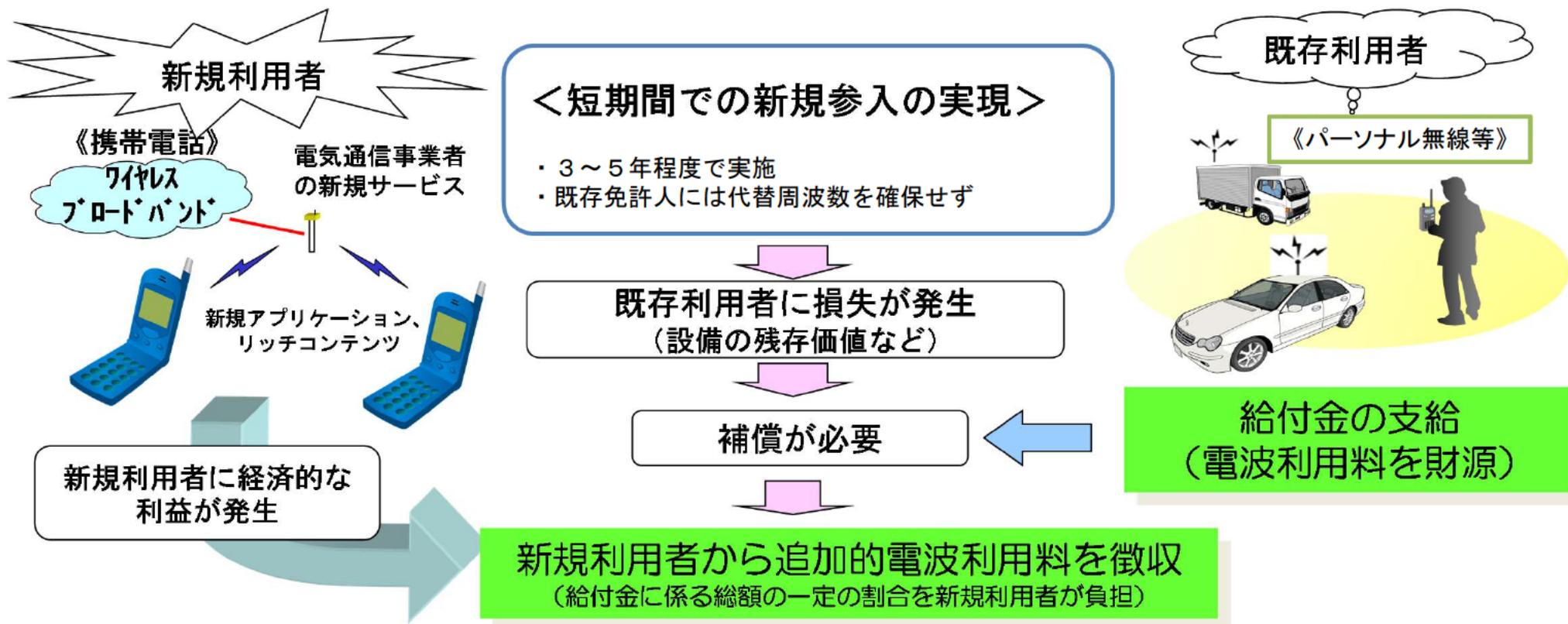
- ・所在地 : 福島県 田村市・川内村境界
標高 790m 大鷹鳥谷山 山頂
- ・敷地面積 : 約 89,000 m²
- ・送信周波数: 40 kHz
- ・空中線電力: 50 kW
- ・周波数精度: 国家標準に対し 1×10^{-12} 以内
- ・運用 : 連続(落雷対策/施設機器類
点検保守時等除く)



☆ 数値は、計算上の受信電界強度と送信所からの距離を示します。

施策の成果

長波帯標準電波施設(「おおたかどや山標準電波送信所」「はがね山標準電波送信所」)の維持運營業務を実施し、2局運用体制による標準電波発射時間率をほぼ100%とした。標準電波は、無線局の周波数の自動較正等に利用され、無線局の安定的な運用を可能としている。



所要予算額 (億円)

H22年度	H23年度	H24年度
—	0.3	0.3

施策の概要

パーソナル無線は、携帯電話など他の移動通信システムの発展に伴って、近年利用者が急激に減少していることから、電波の有効利用を図るため、平成27年11月30日に廃止することとした。パーソナル無線を廃止した場合、免許の有効期限到来前に利用終了を余儀なくされる利用者が発生することから、平成23年度から平成27年度に特定周波数終了対策業務による給付金の申請を当該利用者から受け付け交付を行うことにより、円滑な周波数再編を確保する。

⑦-1 無線システム普及支援事業（携帯電話等エリア整備事業） 17

携帯電話等は国民生活に不可欠なサービスとなりつつあるが、地理的条件や事業採算上の問題により利用することが困難な地域がある。それらの地域において携帯電話等を利用可能とし、普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とする。

施策の概要

地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島等）において、市町村が携帯電話等の基地局施設（鉄塔、無線設備等）を整備する場合や、無線通信事業者等が基地局の開設に必要な伝送路（光ファイバ等）を整備する場合に、国が当該基地局施設や伝送路の整備に対して補助金を交付する。

ア 事業主体: 地方自治体(市町村) ← 基地局施設
無線通信事業者 ← 伝送路

イ 対象地域: 過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村又は豪雪地帯

ウ 補助対象: 基地局費用(鉄塔、局舎、無線設備等)

伝送路費用(※中継回線事業者の設備の10年間の使用料)

エ 負担割合

(基地局施設)

【100世帯以上】

国 1/2	都道府県 1/5	市町村 3/10
----------	-------------	-------------

【100世帯未満】

国 2/3	都道府県 2/15	市町村 1/5
----------	--------------	------------

所要予算額 (億円)

H22年度	H23年度	H24年度
65.8	58.0	47.1

(伝送路)

【100世帯以上】

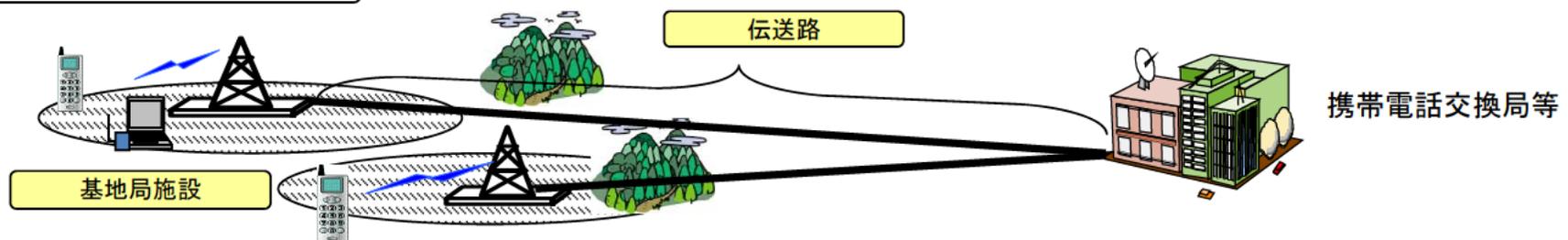
国 1/2	無線通信事業者 1/2
----------	----------------

【100世帯未満】

国 2/3	無線通信事業者 1/3
----------	----------------

イメージ図

エリア整備に必要な施設・設備



⑦-2 無線システム普及支援事業 (地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援)

施策の目的

地上デジタル放送への円滑な移行を実現し、周波数のより効率的な利用、それにより空いた周波数帯（130MHz幅）の他システムへの利用など電波の有効かつ公平な利用を確保。

【デジタル難視地区における恒久対策の実施等】

- ・新たな難視及びデジタル混信の解消
辺地共聴施設のデジタル化支援、デジタル中継局の整備に対する支援、高性能等アンテナ対策 等
- ・暫定的な衛星利用による難視聴対策

【上記対策の実施に係る受信相談・調査・支援体制の継続】

- ・地デジコールセンターの運営
- ・デジサポによる受信相談・現地調査等
- ・低所得世帯に対する地デジチューナー等の支援

【アナログ停波後のチャンネル周波数変更等の継続】

- ・アナログ停波後のチャンネル切替



所要予算額
(億円)

	H22年度	H23年度	H24年度
	245.0	366.7	305.3

※24年度の事業費は約234億円、24年度までの国庫債務負担行為の後年度負担(25年度以降分)は約1100億円

施策の成果

23年度までの施策の実施により、44都道府県では平成23年7月24日に、東日本大震災により甚大な被害を受けた岩手、宮城、福島等の東北3県においても平成24年3月末にアナログ放送を終了し、地上デジタル放送へ移行した。24年度以降も、デジタル難視世帯の解消など移行後の課題に対応。

⑧ 電波遮へい対策事業

高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる地域でも携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保することを目的とする。

施策の概要

高速道路トンネルや鉄道トンネル等の閉塞地域において、一般社団法人等が移動通信用中継施設等を整備する場合、国が当該施設の整備に対して補助金を交付する。

- ア 事業主体：一般社団法人等
- イ 対象地域：道路トンネル、鉄道トンネル
- ウ 補助対象：移動通信用中継施設等（鉄塔、局舎、無線設備等）
- エ 負担割合

所要予算額 (億円)

H22年度	H23年度	H24年度
20.7	20.0	20.0

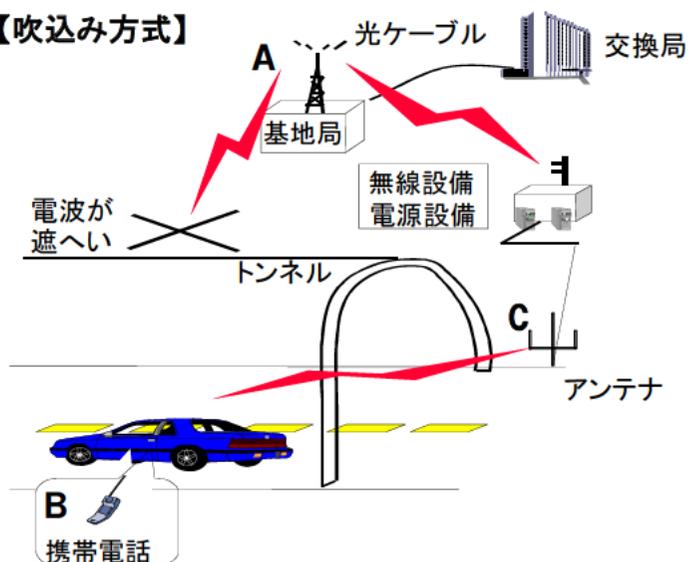
【道路トンネル】

国 1/2	一般社団法人等 1/2
----------	----------------

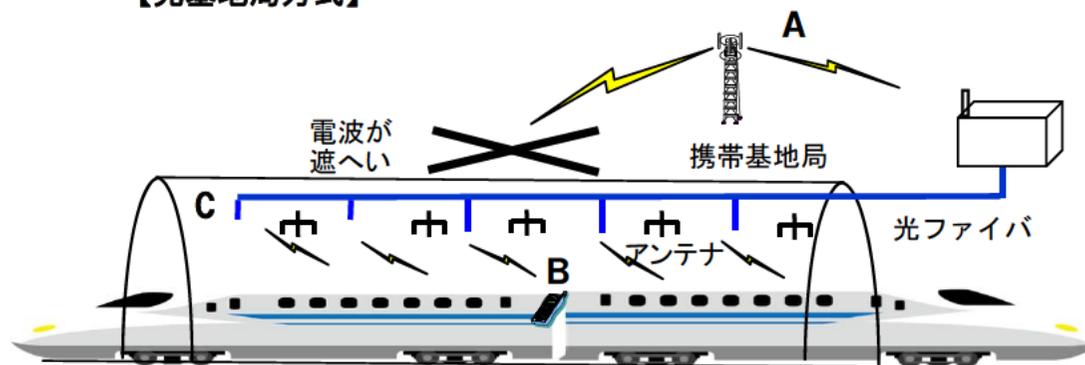
【鉄道トンネル】

国 1/3	鉄道事業者 1/6	一般社団法人等 1/2
----------	--------------	----------------

【吹込み方式】



【光基地局方式】



注：無線局Aと無線局Bとの間の電波が遮へいされるため、無線局Cを設置することによりトンネル内での通話を可能とする。

施策の目的

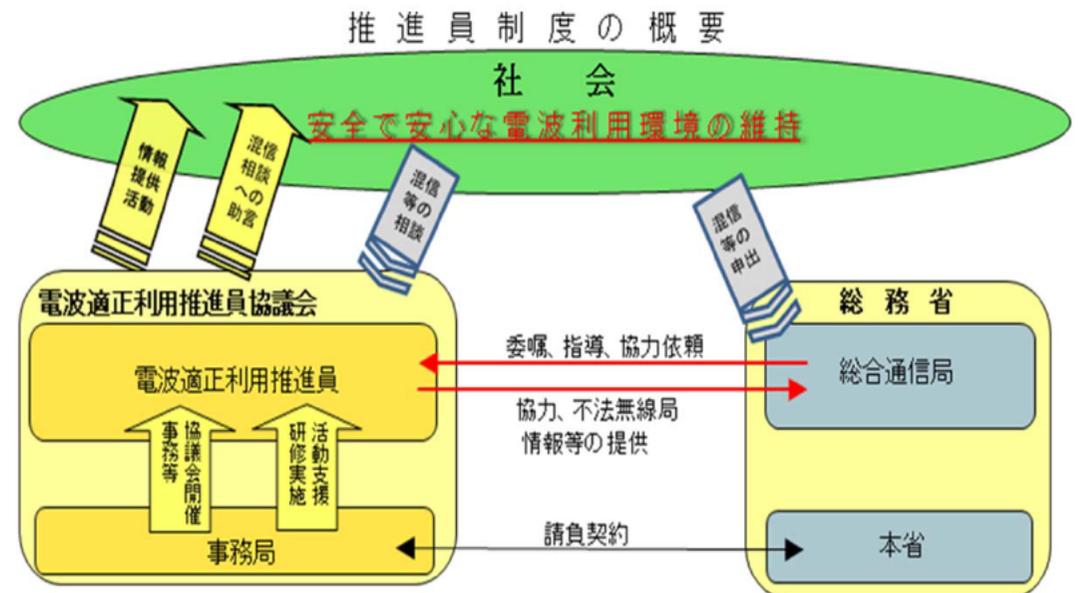
電波の公平かつ能率的な利用の確保や電波による健康への影響について、国民の関心が高まっていることを踏まえ、さまざまなニーズに対応した情報提供を図ることにより、電波の公平かつ能率的な利用の確保や電波の安全性に関する国民のリテラシー向上を図ることを目的としている。

(1) 電波の安全性に関するリテラシー向上

- 全国各地での説明会の開催
- 説明資料等の作成
- 相談業務体制の充実



(2) 電波の適正利用に関するリテラシー向上



所要予算額 (億円)

H22年度	H23年度	H24年度
2.4	2.0	1.9

施策の成果

電波の公平かつ能率的な利用の確保や電波の安全性に関する国民のリテラシーが向上することにより、電波の公平かつ能率的な利用の確保や電波をより安心して安全に利用できる電波環境の整備に寄与する。